

郵政民営化と郵便貯金のあり方について

2004年7月5日

三井住友銀行

## 全銀協が提言する郵貯事業に係る具体的な改革案の概要

定額貯金等の貯蓄性商品の新規受入を停止

定額貯金等の既存契約分は、それに見合う資産とともに整理勘定へ分離

改革後の郵貯（ポストバンク）は、政府出資が残る間は貸出業務を行わず、通常貯金を受入れ、国債等安全資産を中心に運用することで決済機能を提供するほか、国債や民間の金融商品販売機能を担い、郵便局ネットワークを通じサービスを提供

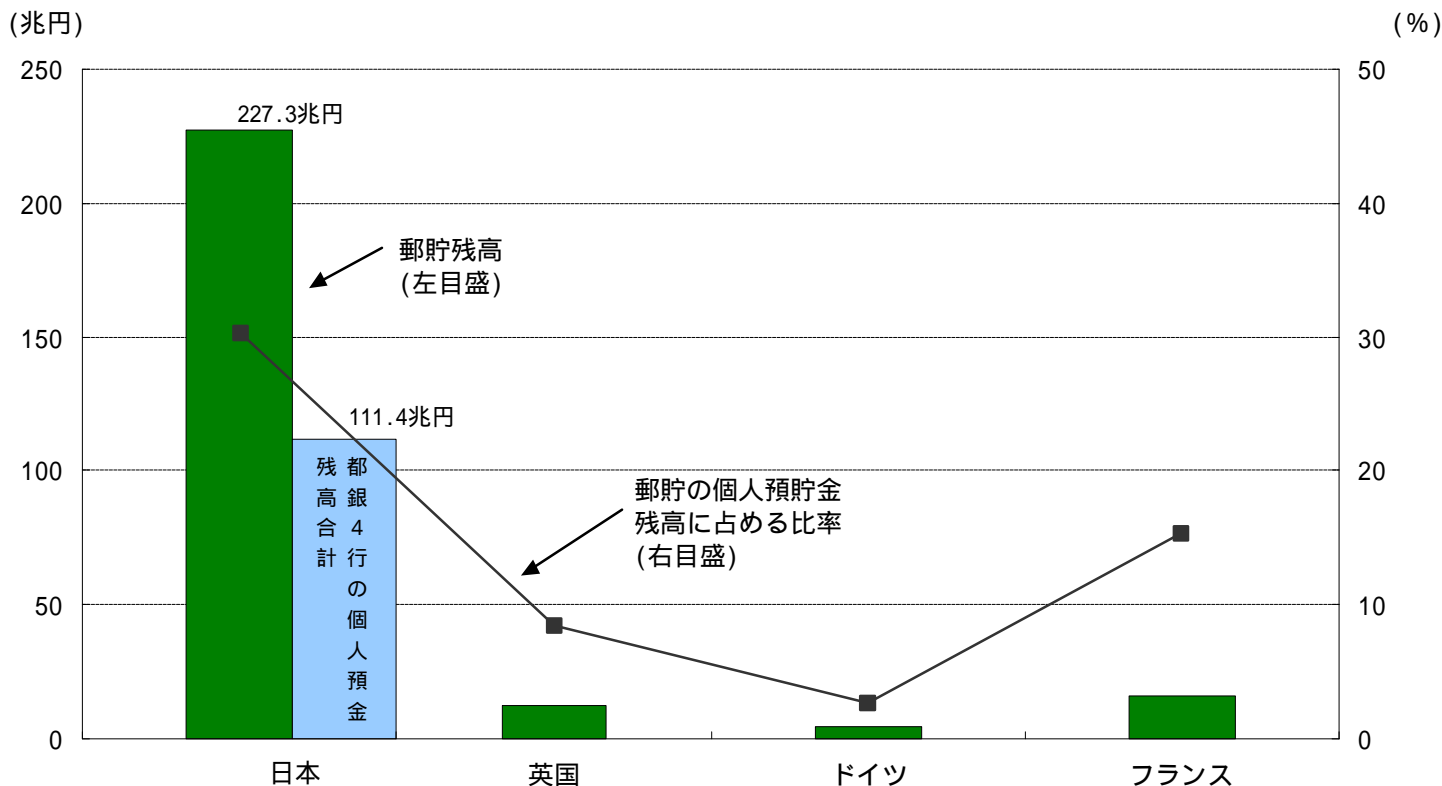
ポストバンクについては、「官業ゆえの特典」の廃止（政府保証の解除と預金保険制度への加入、納税義務）、民間金融機関と同一の規制・監督の実施、三事業の分離、地域分割による規模の適正化、などが求められる

雇用や郵便局ネットワークの効率化に対する激変緩和措置として、最長10年にわたり、整理勘定の運用益の一定額をポストバンクに補助金として交付

# 巨大な規模を維持したままでの郵貯民営化の問題

郵貯は、大手都銀4行の個人預金合計額の約2倍の残高を有し、その規模は諸外国に例をみない。巨大な規模を維持したままでの郵貯民営化は、オーバーバンキングの深刻化や地域金融の健全性維持への懸念、国民負担発生のおそれなど、弊害が大きい。

郵貯と都銀4行の個人預貯金残高との比較、および郵貯の国内預貯金シェアの国際比較



(資料) 日本：日本銀行「金融経済統計月報」、各行ホームページ、英国：国家統計局 “Financial Statistics”  
 ドイツ：ドイツ・ワールド・ネット年次報告書、Deutsche Bundesbank, “Financial Accounts 1991 to 2002”  
 フランス：ラ・ポスト年次報告書、フランス銀行ホームページ

(注1) 郵貯および都銀4行は2003年度末、英国は2003年3月末、ドイツは2002年末、フランスは2001年末の計数。

(注2) 都銀4行の国内個人預金残高の合計は、みずほ、東京三菱、UFJ、三井住友の各行単体決算における国内個人預金残高の合計値。

(注3) 個人預貯金残高には非営利団体分を含む。

(注4) ドイツの個人預貯金残高には現金を含む。

## 「準備期間」「移行期間」中の業務のあり方

「準備期間」「移行期間」を通じた民間金融機関とのイコールフットイングの確保が必要。政府出資がある間のポストバンクには「暗黙の政府保証」が残り、民間金融機関との競争条件の不均衡につながる肥大化懸念や国民負担顕在化の可能性があるため、貸出業務への参入禁止、一定の預入限度額の設定等の措置が必要。

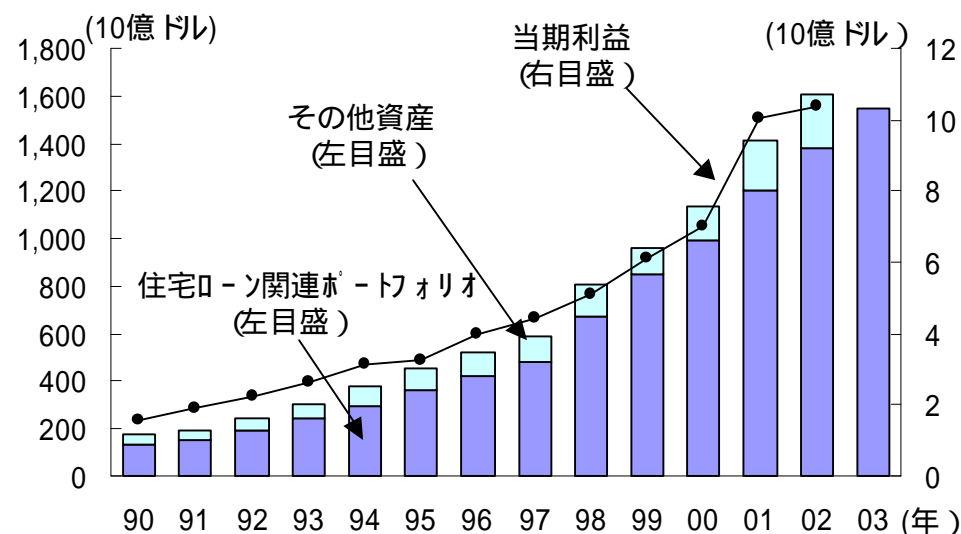
### <米政府支援企業（GSE）に対する「暗黙の政府保証」>

- ・米国の政府支援企業（GSE）は、その設立経緯（当初連邦法に基づき設立、その後政府保有株式放出により民営化）、有形無形の政府支援の存在等を理由に、金融市場から「暗黙の政府保証」を有すると認知されている。
- ・こうした「暗黙の政府保証」を背景に肥大化傾向にあるGSEに対して、FRB等が「金融システム・リスク発生時にはGSEに多額の公的資金投入が必要という意味で、将来における『見えない国民負担』が生じている」との批判を強めており、近年見直し論議が本格化している。

### 米国の代表的なGSE

機関名	Fannie Mae	Freddie Mac	FHLB
設立年	1938年	1970年	1932年
業務概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住用抵当貸付の購入</li> <li>・モーゲージ担保証券(MBS)発行</li> </ul>	・同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加盟金融機関向けに住宅ローン原資を低利で貸付</li> </ul>

### 肥大化を続ける米国のGSE



(資料) OFHEO(米連邦住宅公社監督局)資料等  
(注) Fannie MaeとFreddie Macの合算計数。

## 「事業間の適切なリスク遮断」からみた規制のあり方

リスク遮断については、経営の健全性確保、競争条件の権衡等の観点から、銀行と同等レベルの規制が必要。「銀行本体での他業禁止」規制に鑑みれば、3事業を同一法人格で一体的に経営することは認められず、事業毎に法人格を分離することが不可欠。

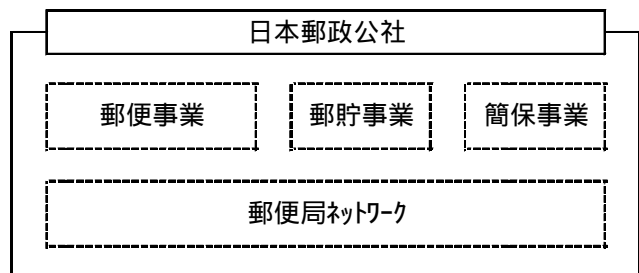
### 「事業間のリスク遮断」の観点からみた銀行法上の規制

項目	内容
他業禁止	・銀行本体でできる業務は、固有業務、付随業務、等に制限（一般事業は原則禁止）
大口信用供与規制	・銀行の同一人に対する信用供与の額を、銀行の自己資本に対する一定割合以下に制限
アームズ・レングス・ルール	・自行の顧客に対する一般的な条件よりも優遇した条件で、特定関係者（子会社等）と取引（貸出等）を行うことを禁止
銀行の子会社、銀行持株会社（およびその子会社）の業務範囲	・銀行本体が他業禁止となっていることとの平仄から、銀行、銀行持株会社が子会社としてもてる会社は、銀行、証券専門会社、従属業務会社等に制限 ・銀行持株会社の業務は、子銀行をはじめとする子会社の経営管理、等に制限
銀行グループ等による議決権取得制限	・銀行、銀行持株会社グループによる一般事業会社の議決権の取得、保有を制限
銀行主要株主に関するルール	・銀行経営に実質的な影響力を有する株主（原則20%以上の株式を所有する株主）を主要株主と位置付け、当該銀行の機関銀行化等を防ぐ観点から、株式所有目的、財務状況、社会的信用等に基づき適格性を判断する（認可制）とともに、次の規制を適用 ⑦主要株主に対する信用供与については、より厳格な大口信用供与規制を適用 ⑧主要株主との取引については、主要株主を特定関係者と位置付け、アームズ・レングス・ルールを適用 ⑨事務ガイドラインに、事業会社が主要株主となる場合の銀行免許審査・監督上の留意事項（子銀行の事業親会社からの独立性確保、事業親会社等のリスクの遮断、事業親会社等と総合的な事業展開を図る場合の顧客の個人情報保護）を明示

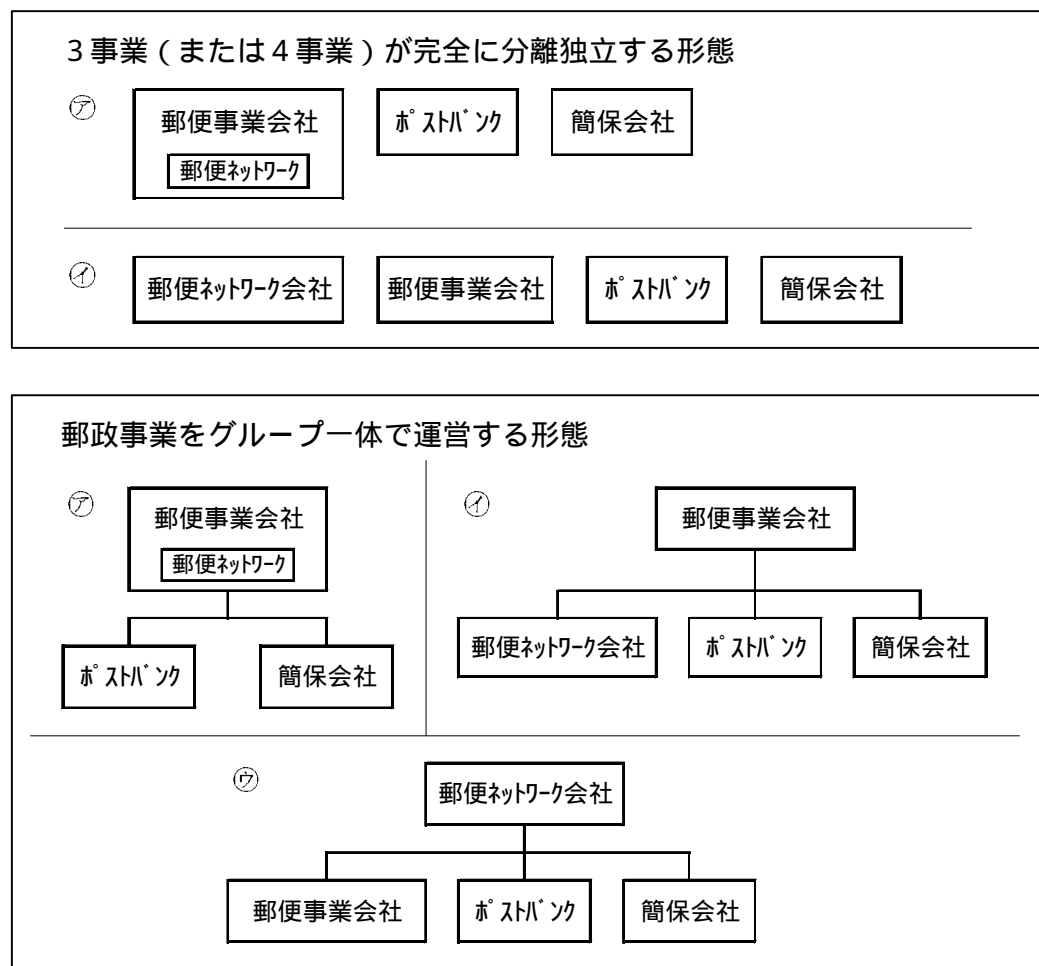
# 改革後の郵政事業の組織形態のあり方

改革後の組織形態として、3事業（または4事業）が完全に分離独立する形態、郵便事業会社（もしくは郵便ネットワーク会社）が親会社となりその他の事業を子会社化し、郵政事業をグループ一体で運営する形態、が想定可能。事業間のリスク遮断や既存プレーヤーに対する競争優位を極力排除する観点からはこの形態が望ましい。

< 改革前の組織形態 >



< 改革後の組織形態 >



# 全銀協案のフィージビリティ

改革実施後の郵貯の事業収支については、定額貯金等が最終的に満期を迎える10年というタイムスパン、新しいマネーフローやネットワークのあり方を念頭に、考えるべき。収入面では、累計180兆円の定額貯金等の満期金を郵便局の窓口で国債、民間金融商品に振向けることにより、相当な手数料収入の確保が見込めるほか、通常貯金の資金運用収入、為替・振替手数料、その他ネットワークを活用した事業収入が可能。

郵便貯金事業の改革前後の収入構成（イメージ）

改革前（2002年度実績）			改革後
		（単位：億円）	
定額貯金等の貯蓄性商品の 資金運用収入(1) < 支払利息控除後収支 >	40,322 <21,207>	↑ 廃止 ↓	定額貯金等の満期金取込等により 国債・民間金融商品を販売  〔 国債・投信販売手数料、 保護預り手数料・信託報酬 など 〕
国債窓販収入(2)	63		
通常貯金の資金運用収入(1) < 同上 >	8,039 <7,961>		維持
為替・振替手数料等収入(3)	713		郵便局ネットワークの有効活用、 行政サービス等の受託拡充により 手数料収入源を多様化
ATM提携サービス収入(3)	130		
年金・恩給等支払受託収入 宝くじ販売受託収入 デビットカードサービス収入 相互送金サービス収入 確定拠出年金取扱収入 マルチポイントネットワーク収入	不明		

資料(1)一定の前提の下、有価証券利子、預託金利子等(2002年度実績)を按分

(2)2004年第3回経済財政諮問会議における生田総裁提出資料(2003年度経営計画の計数)

(3)郵便貯金のディスクロージャー冊子「郵便貯金2003」

# 全銀協案のフィージビリティ(つづき)

経費面では、10年間のうちに郵政事業全体で、定年による人員の自然減が数万人規模で発生。ネットワークについては、機能的に近い無集配特定郵便局と簡易郵便局を比較すれば、簡易郵便局は相当の低コスト。こうした点を踏まえて、効率性を高めるための創意工夫を発揮することが必要。

郵政事業の人員と自然減見込み

年 齢	総 計
～ 20歳	490
20～30	55,959
30～40	78,422
40～50	67,163
50～60	70,644
60～	3,778
総 計	276,456

【今後10年間】

定年による  
人員の自然減  
= 7.1万人

無集配特定郵便局と簡易郵便局の比較

	無集配特定郵便局	簡易郵便局
運営形態	・直轄	・民間等へ委託
局数	・1万5,405局	・4,470局
取扱事務の範囲	・すべての郵政窓口事務	・取扱が容易で利用が多い 郵政窓口事務 ・法令上の委託事務範囲は 無集配特定局と遜色なし
局長・職員の身分	・国家公務員 ・局長は部内外から任用	・民間人等 ・兼業可
事務量	・平均約4人の事務量	・大半が1人未満の事務量
局舎賃料	・要	・不要

同じ事務量で、簡易局は無集配特定局の約5分の2の運営コスト  
(1999年11月「郵政事業に関する行政監察結果」)

(資料) 日本郵政公社統計データ(2002年10月18日現在)

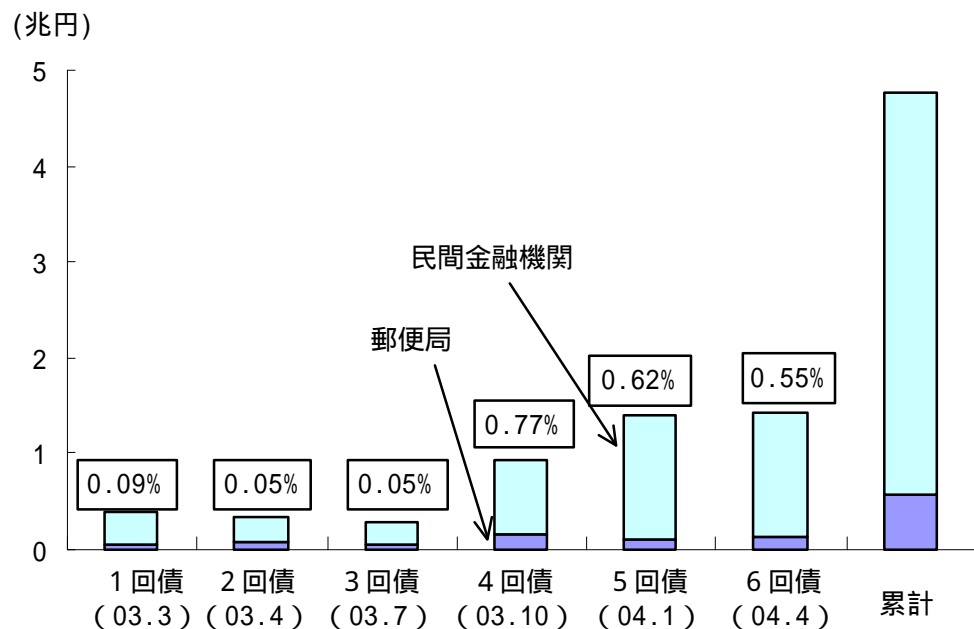
(資料) 「郵政三事業の在り方について考える懇談会(第3回)」(2001年9月)資料を基に作成



## 国債市場への影響

全銀協では郵貯事業改革が国債市場に不測の動揺を与えることのないよう十分な配慮が必要と主張しており、既存契約の定額貯金等の運用は国債を中心に行い、定額貯金等の払出に当たっては、資産サイドの国債を一定の時間をかけて徐々に市場に還流するよう万全を期す、国債の引受け手を拡大する観点から、適切な国債管理政策の下、発行条件、商品性の多様化等を行うとともに、郵便局で個人向け国債を積極的に販売する、など国債市場に配慮した仕組みづくりを提言。

個人向け国債の販売状況



個人向け国債と定額貯金の類似点

- ・元本保証あり
- ・中途換金が可能
  - 〔個人向け国債は発行後1年経過以降、〕
  - 〔定額貯金は随時払戻し可能〕
- ・金利上昇局面でメリット追求可能
  - 〔個人向け国債は半年毎の変動金利、〕
  - 〔定額貯金は預け替え自由〕

(資料) 財務省、日本郵政公社資料を基に作成。

(注) 民間金融機関には証券会社等を含む。 内は各回の当初適用金利。